

平成23年第1回美幌町議会臨時会会議録

平成23年1月14日 開会

平成23年1月14日 閉会

平成23年1月14日 第全号

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
(提出案件の概要説明)
日程第 3 発議第 1 号 美幌町議会の政務調査費の交付に関する条例の制定について
日程第 4 発議第 2 号 美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 5 議案第 1 号 工事請負契約の締結について((仮称)文化ホール建設建築主体工事)
日程第 6 議案第 2 号 工事請負契約の締結について((仮称)文化ホール建設電気設備工事)
日程第 7 議案第 3 号 工事請負契約の締結について((仮称)文化ホール建設機械設備工事)
日程第 8 議案第 4 号 美幌町営土地改良事業分担金徴収条例の制定について
日程第 9 議案第 5 号 美幌町国営土地改良事業負担金等徴収条例等の一部を改正する条例制定について
日程第 10 議案第 6 号 平成 22 年度美幌町一般会計補正予算(第 7 号)について
日程第 11 報告第 1 号 専決処分の報告について

出席議員

- | | | | |
|---------|-----------|----------|-----------|
| 1 番 | 岡 本 美代子 君 | 2 番 | 横 関 望吉応 君 |
| 3 番 | 平 野 茂 夫 君 | 4 番 | 柏 葉 久 子 君 |
| 6 番 | 松 浦 和 浩 君 | 7 番 | 大 江 道 男 君 |
| 8 番 | 坂 田 美栄子 君 | 9 番 | 吉 住 博 幸 君 |
| 10 番 | 杉 原 重 美 君 | 副議長 11 番 | 大 原 昇 君 |
| 12 番 | 古 舘 繁 夫 君 | 13 番 | 橋 本 博 之 君 |
| 議長 14 番 | 小 林 勲 君 | | |

欠席議員

- 5 番 佐々木 里枝子 君

地方自治法第 121 条の規定による出席説明者

美幌町長 土谷 耕治 君 監査委員 本多 忠夫 君

地方自治法第 121 条の規定による出席受任説明者

副町長	染 谷 良 君	総務部長	浅 野 俊 伸 君
民生部長	馬 場 博 美 君	経 済 部 長	平 野 浩 司 君
建設水道部長	部 田 貴 好 君	病 院 事 務 長	大 江 勇 司 君
会計管理者	鈴 木 元 春 君	総 務 主 幹	高 崎 利 明 君
政策財務主幹	平 井 雄 二 君	契 約 財 産 主 幹	村 田 純 一 君

児童支援主幹 佐藤和恵君
耕地林務主幹 伊成博次君
住宅建築主幹 渡部敏行君
教育部長 佐藤庄一君
社会教育主幹 小西守君
監査委員室長 武田孝司君

健康推進主幹 佐藤修君
施設管理主幹 門別孝志君
教 育 長 川崎俊郎君
学校教育主幹 藤原豪二君
文化ホ－ル 石坂聡君
建設準備主幹

議会事務局出席者

事務局長 高坂登貴雄君
議事係長 小室保男君

次 長 荒井紀光子君
庶務係長 松尾まゆみ君

午前10時00分 開会

開会・開議宣告

議長（小林 勲君） おはようございます。ただいまの出席議員は、13名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第1回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小林 勲君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番平野茂夫さん、4番柏葉久子さんを指名します。

日程第2 会期の決定

議長（小林 勲君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る1月12日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

9番吉住博幸さん。

9番（吉住博幸君）〔登壇〕 皆さん、明けましておめでとうでございます。本年もよろしくお願いたします。

去る1月12日、平成23年第1回美幌町議会臨時会のための議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、議会提出案件として発議2件、町提出案件として議案6件、報告1件、以上の9件であります。

よって、会期を本日1日限りといたしたいと存じます。

円滑な議会運営に議員各位の協力をお願いして、議会運営委員長としての報告といたします。

議長（小林 勲君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

諸般の報告

議長（小林 勲君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

事務局長（高坂登貴雄君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

なお、佐々木議員、所用のため欠席の旨、山内教育委員会委員長、所用のため欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報用のため、写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影を許可しておりますので、あわせて御承知お願いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

提出案件の概要説明

議長（小林 勲君） 町長から、本臨時会に提出しております案件について、提出案件の概要説明をしたいとの申し出がありますので、発言を許します。

町長。

町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本日、ここに、平成23年第1回美幌町議会臨時会が開催されますことに、心から感謝を申し上げ、御出席を賜りました議員各位におかれましては、新しい年を御健勝でお迎えのことと心からお喜び申し上げますとともに、提出案件の

概要について御説明を申し上げます。

工事請負契約の締結について、議案第1号は、(仮称)文化ホール建設建築主体工事について、議案第2号は、(仮称)文化ホール建設電気設備工事について、議案第3号は、(仮称)文化ホール建設機械設備工事について、それぞれ入札の結果に基づき、契約の議決をいただきたいことであります。

条例の制定及び一部改正について。

議案第4号美幌町営土地改良事業分担金徴収条例の制定については、町営土地改良事業の実施に伴う分担金徴収条例を制定しようとするものであります。

議案第5号美幌町国営土地改良事業負担金等徴収条例等の一部を改正する条例制定については、土地改良事業に係る延滞金徴収に関する条文の整理をしようとするものであります。

一般会計補正予算について。

主な内容といたしましては、地域活性化交付金(住民生活に光をそそぐ交付金)事業として1,290万3,000円、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費として2,576万2,000円、農業活性化緊急基盤整備事業費として185万9,000円、中体連等負担金として104万8,000円などの補正を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます、提出案件の概要説明といたします。

日程第3 発議第1号

議長(小林 勲君) 日程第3 発議第1号美幌町議会の政務調査費の交付に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

11番大原昇さん。

11番(大原 昇君)〔登壇〕 発議第1号美幌町議会の政務調査費の交付に関する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

本件は、平成22年第7回美幌町議会臨時会におきまして、報酬及び給与に関する調査特別委員会が報告した調査結果に基づきまして、新たに政務調査費の交付に関する条例を制定しようとするものであります。

政務調査費については、平成12年4月に施行された地方分権一括法により、地方議会が担うべき役割が重要性を増す中で、地方自治法が改正され、平成13年4月から地方議会の議員に対して、政務調査費を交付できるようになっております。

なお、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づきまして、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例に定める必要があるため、特別委員会による報告以降、これまで議会運営委員会を中心に、全議員が参画した中で条例案の作成を進めてきましたが、基本的な制度設計を終えたことから、本臨時会におきまして、議員発議することといたしました。

それでは、条例の柱となる部分、基本的なルールにつきまして、お手元の条例案に沿って説明をさせていただきます。

2ページをお開きください。

まず、第1条は、議員の調査研究活動の基盤の充実を図り、議会の審議機能を強化するために必要な経費の一部として政務調査費を交付する旨、本条例の趣旨を明示しております。

第2条は、交付対象であります。そのままでございます。

第3条は、政務調査費の額を月額2万円と定めております。

第4条は、毎年度4月30日までに政務調査費1年分を一括で交付することを述べております。

第5条は、毎年度4月10日までに、議員は議長を経由して町長に交付申請を行うこと。

第6条は、交付決定後、議員は10日以内に交付請求書を町長に提出すること。

第7条は、議員でなくなった場合の政務調

査費の返還につきまして、それぞれ規定しております。

第8条は、5ページにある別表に定める使途基準に従って、政務調査費を使用するものとし、具体的には、調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広聴広報費、事務所費、事務費の8項目を設けておりますが、その細部の取り扱いにつきましては、別に定める規則、使途基準の手引によることといたします。

第9条は、前年度の収支報告書など、毎年度4月30日までに領収書等を添えて議長に提出すること。

第10条は、政務調査費の適正な運用を期すために、議長は収支報告書等の内容を審査し、必要に応じて調査を行うこと。

第11条は、議長は速やかに収支報告書等の写しを町長に提出することをそれぞれ規定しております。

第12条は、政務調査費に剰余金が生じた際の返還を。

第13条は、条例や規則に違反した場合の交付決定の取り消しを。

第14条は、政務調査費の返還命令を。

第15条は、収支報告書などの保存及び閲覧を。

第16条は、規則への委任についてそれぞれ規定しております。

最後に、条例の適用日について、附則で、平成23年5月1日と定めております。

以上、条例の柱となる部分について説明しましたが、政務調査費につきましては、全国町村議会の約2割、全国類似市議会の約6割で交付されており、既に全国町村議会議長会におきましては、議員の調査研究活動の基盤を充実させるためにも、政務調査費を大いに活用すべきと提言しております。

また、本町においては、美幌町自治基本条例、仮称でありますけれども、制定に向けた作業も進んでおります。素案の作成を手がけた町民会議の議論の中でも、議会の活性化と議員の政策立案能力、政策提言能力の向上を

図るべきとの指摘があったと聞き及んでおります。使途の透明性を確保し、従来にも増して精力的に議員活動に取り組んでいくことをここに約束いたしまして、提案理由の説明といたします。

議長（小林 勲君） これから、発議第1号美幌町議会の政務調査費の交付に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 発議第2号

議長（小林 勲君） 日程第4 発議第2号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

9番吉住博幸さん。

9番（吉住博幸君）〔登壇〕 発議第2号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明をいたします。

本件についても、発議第1号と同様、報酬及び給与に関する調査特別委員会の調査結果報告に基づく提案であり、次期改選期より、期末手当の支給割合を改正しようとするものであります。

8ページをお開きください。

改正の内容につきましては、6月の支給割合を「100分の190」から「100分の140」に、12月の支給割合を「100分の205」から「100分の155」にそれぞれ改めるものであります。

今回の改正は、美幌町議会議員の期末手当支給割合が、一般職の期末手当に勤勉手当を加えた支給割合と同じ水準にあることから、道議会議員はもとより、札幌市を初め、多く

の政令指定都市の市会議員が国会議員と同様の支給割合である現状を踏まえ、特に勤勉手当の概念を持たない国会議員に準じた支給割合へと引き上げるための改正であります。

したがって、期末手当の年間支給割合は、改正前の「3.95カ月分」から「2.95カ月分」へ1カ月分の減額となります。

条例の施行日は、平成23年5月1日からです。

以上、提案理由を説明しましたので、よろしくお願いたします。

議長（小林 勲君） これから、発議第2号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第1号

議長（小林 勲君） 日程第5 議案第1号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

建設水道部長（部田貴好君） 議案の2ページをお開き願います。

議案第1号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。

資料1、議案第1号関係。（仮称）文化ホール建設建築主体工事であります。

現在の町民会館に併存しております第1ホール部分を解体し、その跡地に渡り廊下に

て接続される、（仮称）文化ホールを建設するための建築主体工事であります。

本工事は、平成22年度から24年度までの3カ年の債務負担行為で行うものであります。

なお、今年度分の出来高としては、解体部分も含めて、7.91%となります。

工事の場所、美幌町字東2条北4丁目9番地9、東3条北4丁目9番地。

工事の概要ですが、構造は鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造の2階建てであります。

延べ床面積ですが、1階部分が2,022.87平米、2階部分が442.26平米の計2,465.13平米であります。

屋根の形状は陸屋根方式で、仕上げはアスファルト断熱防水であります。

外壁については、カラーガルバリウム鋼板であります。

舞台設備工として、舞台機構工事、舞台照明設備工事、舞台音響設備工事が含まれております。

入札年月日ですが、平成22年12月28日。

指名業者名、天内・大幸・高橋特定建設工事共同企業体ほか、記載の4特定建設工事共同企業体であります。

契約金額については、8億4,315万円であります。落札率は99.95%であります。

契約の相手方、三共後藤・道和・ダイイチ特定建設工事共同企業体。

代表者、網走郡美幌町字鳥里4丁目5番地25、株式会社三共後藤建設美幌支店、取締役支店長、田中和明であります。

契約保証金、免除。

契約年月日、議決後本契約による。

工期、本契約の日から平成24年6月29日までであります。

本文に戻っていただきまして、契約の目的、（仮称）文化ホール建設建築主体工事。

契約の方法、指名競争入札。

契約の金額、契約の相手方につきまして

は、参考資料で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくをお願いいたします。

議長（小林 勲君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 勲君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第1号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号

議長（小林 勲君） 日程第6 議案第2号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

建設水道部長（部田貴好君） 議案の3ページをお開き願います。

議案第2号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の2ページをお開きいただきたいと思えます。

資料2、議案第2号関係。（仮称）文化ホール建設電気設備工事であります。

本工事は、議案第1号で御説明申し上げました建築主体工事にかかわる電気設備工事であります。

なお、今年度分の着工はありません。

工事の場所、美幌町字東2条北4丁目9番地9、東3条北4丁目9番地。

工事の概要ですが、電灯設備工事、動力設備工事、電熱設備工事、雷保護設備工事、受変電設備工事、構内情報通信網設備工事、構内交換設備工事、拡声設備工事、誘導支援設備工事、テレビ共同受信設備工事、自動火災報知設備工事、自動閉鎖設備工事、構内配電線路工事、構内通信線路工事、外灯設備工事であります。

入札年月日、平成22年12月28日。

指名業者名、電建・門馬特定建設工事共同企業体ほか、記載の2特定建設工事共同企業体であります。

契約金額は、1億563万円であります。落札率は99.4%であります。

契約の相手方、電建・門馬特定建設工事共同企業体。代表者、網走郡美幌町字美禽184番地12、株式会社電建美幌支店、支店長、菖蒲憲一であります。

契約保証金は免除。

契約年月日、議決後本契約による。

工期、本契約の日から平成24年6月29日までであります。

本文に戻っていただきまして、契約の目的、（仮称）文化ホール建設電気設備工事。

契約の方法、指名競争入札。

契約の金額、契約の相手方につきましては、参考資料で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくをお願いいたします。

議長（小林 勲君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 勲君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第2号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号

議長（小林 勲君） 日程第7 議案第3号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

建設水道部長（部田貴好君） 議案の4ページをお開き願います。

議案第3号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

次のとおり、工事請負契約の締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の3ページをお開きいただきたいと思えます。

資料3、議案第3号関係。（仮称）文化ホール建設機械設備工事であります。

本工事も、議案第1号で御説明申し上げました建築主体工事にかかわる機械設備工事であります。

なお、今年度分の着工はありません。

工事の場所、美幌町字東2条北4丁目9番地9、東3条北4丁目9番地。

工事の概要ですが、給水設備工事、排水設備工事、給湯設備工事、消火設備工事、衛生器具設備工事、空気調和設備工事、換気設備工事、自動制御設備工事であります。

入札年月日、平成22年12月28日。

指名業者名、道和・ホクカイ・明成特定建設工事共同企業体ほか、記載の2特定建設工事共同企業体であります。

契約金額、1億216万5,000円であります。落札率は99.7%であります。

契約の相手方、四ツ輪・オホーツク・共栄特定建設工事共同企業体。代表者、網走郡美幌町字仲町1丁目143番地、株式会社四ツ輪工業、代表取締役、横山喜義であります。

契約保証金は免除。

契約年月日については、議決後本契約によ

る。

工期、本契約の日から平成24年6月29日までであります。

本文に戻っていただきまして、契約の目的、（仮称）文化ホール建設機械設備工事。

契約の方法、指名競争入札。

契約の金額、契約の相手方につきまして、参考資料で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上、御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

議長（小林 勲君） これから、質疑を行います。

6番松浦さん。

6番（松浦和浩君） 今、この給水の関係のところと言うよりは、今のこの分についても、今年度の工事の予定がないということだったものですから、おおむね工事の内容という、そうすると資金繰りの関係の分でのちょっと確認をしたいなど。

現在、基金として6億数千万の予定があって、今年度相当の金額が動くのかな、もしくはどうなのかなという確認をどこでしようかなと思っていたのですけれども、最後の部分がありますので、23年度、24年度というのがほとんどの工事かなと思うのですけれども、現況の中で今積んでいる基金がいつの段階から支払いに回って、いつの段階で基金がなくなるのか、もしわかれば。

議長（小林 勲君） 建設水道部長。

建設水道部長（部田貴好君） 今年度の出来高として、先ほども御説明いたしましたけれども、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事含めて、6,000万ということがあります。そういった中で、今年度の工事としては、解体工事も含めた建築主体工事の分で7.91%ということで、機械設備、電気設備工事については、その分の出来高としては見ておりませんので、その分の支出はないということでございます。

以上でございます。

議長（小林 勲君） 総務部長。

総務部長（浅野俊伸君） 今工事の出来高の部分でありましたけれども、前金等の請求とか、そういったことも絡んできますので、その金額によって変わるとは思います、今年度につきましては、基金はすべてなくなるわけではございません。来年度工事やった中で、補助金も一部見込んでございますので、その関係もありますので、前金、それから出来高の額によって基金の消化が変わってきますので、いつなくなるという部分では、今ちょっとこの場では、お示しできないということで御理解いただきたいとします。

議長（小林 勲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 勲君） これで質疑を終わります。

これから、議案第3号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号

議長（小林 勲君） 日程第8 議案第4号美幌町営土地改良事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

経済部長（平野浩司君） 議案の5ページをお開きください。

議案第4号美幌町営土地改良事業分担金徴収条例の制定について御説明いたします。

美幌町営土地改良事業分担金徴収条例を次のように制定しようとするということで、記以下につきましては、参考資料で御説明いたします。

参考資料の4ページをお開きください。

現在、国の平成22年度第1号補正予算に基づく非公共事業、農業活性化緊急基盤整備事業の採択を受け、美幌町によります土地改良事業を実施するわけですが、町が行う土地改良事業により、利益を受ける者からの分担金の徴収について条例を制定していただくものであります。

制定目的であります、美幌町が行う土地改良法に基づかない土地改良事業に対して、利益を受ける者から、国または道からの補助金等の額を控除した額の範囲内において分担金を徴収することを目的に、地方自治法第224条の規定に基づき、この規定につきましては、分担金を定めたものでございます。分担金徴収条例を制定するものであります。

制定内容ですが、第1条の趣旨から第7条の施行に関する委任規定までの7条から構成されておりまして、第2条、分担金を徴収する者の規定、第3条、分担金を徴収する額の規定、第4条、分担金の徴収時期及び納入方法の規定、第5条、分担金の減免要件を規定、第6条、延滞金の徴収方法の規定をしており、延滞金につきましては、美幌町公法上の収入徴収に関する条例の規定を準用することとなっております。

根拠法令等につきましては、地方自治法でございます。

施行日につきましては、公布の日であります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

議長（小林 勲君） これから、質疑を行います。

3番平野さん。

3番（平野茂夫君） ちょっと説明をお願いしたいのですが、第5条、分担金の減免等の要件の規定とあります。この中で、ちょっと詳しく説明をいただきたいと思うわけです。

議長（小林 勲君） 経済部長。

経済部長（平野浩司君） 具体的にという話でございますけれども、一応第5条の分担

金の減免等についてということで、天災その他ということでありまして、具体的には、こういう状況が生じた場合については、また皆様にお諮りするとか、ある意味では減免のための規定を設けたり、そういう一つのルールに基づいてやらなければならないことだというふうに考えております。

ここで定めさせていただいているのは、一般的な減免等の要件に関する項目を載せさせていただいているというふうに御理解いただきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

議長（小林 勲君） 3番平野さん。

3番（平野茂夫君） この緊急事業につきましては、非常に評判がいいわけですし、農家の人も非常に喜んでいてという声を聞いております。ただ、自分は勝手ながら想像しているのに、工種によっては非常に手厚い保護、50%の事業ですから、手厚い部分があるのですが、そのほかに工種によって、例えば暗渠排水等については、やはり土地改良法に基づく事業とは別に、やはり負担がかなり大きくなるわけですね。その件について、心配しておりました。ところが受益者の人は、やはりどうしても、補助がなくてもやらなければならないような事態に立ち至っているのだから、やはりそれだけありがたいのだという話をしておりますから、問題はないのかとは思いますが、町のほうから考えますと、やはりその人たちにも、事業費の高くなる部分については、町の気遣いをして、その事業をやりやすいようにしたらいいのではないかというような思いがあるものですから、これは後でもよろしいのでしょうかけれども、基本的に、この減免の範囲というものについては、そういった期待もあるということだけ御理解をさせていただいておきたいなと思っておりますので、その辺が何か考えがあれば聞きたいと思っております。

議長（小林 勲君） 経済部長。

経済部長（平野浩司君） 具体的には、要綱等をきちんと定めた中で皆さんにお示しす

ることにはなると思ひます。土地改良法に基づくもの、言うならば公共事業と、それから土地改良事業ではありますけれども、土地改良法に今回みたく基づかないもの、言うならば非公共と私ども言っておりますけれども。個々の農家の、平野議員が今おっしゃったような部分の考え方もあることは聞いております。この辺につきましては、やはり公共事業なのか、それとも非公共なのかという部分のこともありまして、今何か考えをとということのお話でありますけれども、お話を承ったという程度の回答で申しわけございませんけれども、御理解いただきたいというふうに思っております。

議長（小林 勲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 勲君） これで質疑を終わります。

これから、議案第4号美幌町営土地改良事業分担金徴収条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号

議長（小林 勲君） 日程第9 議案第5号美幌町国営土地改良事業負担金等徴収条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

経済部長（平野浩司君） 議案の6ページをお開きください。

議案第5号美幌町国営土地改良事業負担金等徴収条例等の一部を改正する条例制定についてを御説明いたします。

美幌町国営土地改良事業負担金等徴収条例等の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、記以下につきましては、参考資料で御説明いたします。

参考資料の5ページをお開きください。

制定目的ですが、土地改良事業に係る延滞金徴収に関する条文の整理をしようとするものであります。

改正内容でございますけれども、同時に改正する条例が三つありまして、一つ目は、美幌町国営土地改良事業負担金等徴収条例、二つ目が、美幌町北海道営土地改良事業分担金等徴収条例、三つ目が、美幌町団体営土地改良事業分担金等徴収条例であります。

改正事項でありますけれども、それぞれの各条例とも第6条の第2項におきまして、延滞金の徴収に関する準用規定を定めております。その準用規定中、町税条例第33条の第2項を美幌町公法上の収入徴収に関する条例に改めるものでございます。

具体的に御説明いたしますと、延滞金の利率については、現在年率で14.6%でありますけれども、その利率については、町税の延滞金利率並びに美幌町公法上の収入徴収に関する条例の延滞金利率、これは両方とも同じでございます。個々に委任するわけでございますけれども、美幌町公法上の収入徴収に関する条例におきましては、公法上の税収以外の収入、言うならば税外収入の延滞金等の徴収について定めておりまして、今回この規定により法務制度、言うならば法制上の統一性を図るために直させていただくものであります。

施行日につきましては、公布の日であります。

以上、御説明いたしましたので、よろしく御願いたします。

議長（小林 勲君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 勲君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第5号美幌町国営土地改良

事業負担金等徴収条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号

議長（小林 勲君） 日程第10 議案第6号平成22年度美幌町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

総務部長（浅野俊伸君） 議案第6号平成22年度美幌町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

平成22年度美幌町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,428万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億4,455万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

それでは、17ページをお開きいただきたいと思えます。

歳出でございます。

一番上の1、財政調整等基金積立金の減、積立金1,766万8,000円の減額でございますけれども、これにつきましては、今回の補正に係る財源を財政調整基金の積立金を減じまして充当しようとするものでございます。この結果、年度末の残高につきましては、6億589万8,000円となる見込みでございます。

次の子ども発達支援センター事業費の増14万6,000円につきましては、この後も出てきますが、これは平成22年度の国の補正予算におきまして、これまで住民生活に

とって大事な分野でありながら、十分に光が当てられてこなかった分野として、地方消費者行政、弱者対策、自立支援、地域づくりに対する地方の取り組みを支援する交付金として、新たに住民生活に光をそそぐ交付金というものが創設されました。この創設に伴いまして、本町に総額で1,046万6,000円の枠配分がありましたので、これについて今回補正をいただくとするものでございます。

先ほどの2のほうに戻りまして、子ども発達支援センター事業費の増の消耗品費4万円につきましては、絵本等を購入するものでございます。

図書につきましては、10万6,000円、教材用図書の購入でございます。

その下の学童保育所設置事業費の増の消耗品費、それからその下の子育て支援センター事業費の増、消耗品費、その下の児童センター設置事業費の増の消耗品費、これらにつきましては、それぞれ同様に光をそそぐ交付金によりまして、それぞれの施設での絵本、あるいはDVD等の教材を購入するものでございます。

その下の次の保育園運営事業費の増、以下次の季節保育所の運営事業費の増、それから一番下のへき地保育所運営事業費の増の消耗品費につきましても、同様に光をそそぐ交付金によりまして、それぞれの施設で使用します図鑑、絵本、DVD等の教材を購入するものでございます。

次に、19ページをお開きいただきたいと思います。

2、予防接種事業費の増、消耗品費7万6,000円。これにつきましては、国が子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種を緊急に促進するため、ワクチン接種緊急促進基金を都道府県に設置しまして、市町村の事業に対し助成することとなったことから、今回補正をいただくとするものでございます。

予防接種の消耗品につきましては、予防接

種複写予診表2,400枚の作成に係る部分でございます。

その下の業務等委託料、個別予防接種委託料2,434万8,000円につきましては、子宮頸がん716件、ヒブワクチン756件、肺炎球菌が756件を見込んでの委託料でございます。

その下の扶助費、子宮頸がん等予防接種扶助133万8,000円につきましては、これは平成22年4月1日から既に接種をした方の分に係る扶助で、子宮頸がん6件、ヒブワクチン87件、肺炎球菌が77件を見込みまして補正をいただくとするものでございます。

次に、団体営土地改良事業費の増、実施設計等委託料、農業活性化緊急基盤整備事業美幌地区実施設計委託料185万9,000円の増額でございますが、これは先ほど条例制定のところで御説明申し上げましたとおり、平成22年度の国の補正予算により創設されました畑地かんがい、暗渠排水、用水路などの補修など、きめ細かな生産基盤に係る事業に対して、2分の1助成されるものでございまして、町が事業主体となって実施するものでございます。これにつきましては、事業内容が心土破碎と暗渠で、全体で407ヘクタールを実施するもので、今回の補正につきましては、暗渠9ヘクタールに係る実施設計でございます。

その下の道路橋梁維持管理事業費の増、土地購入費38万5,000円でございますが、これは公共下水道終末処理場の北側になります。今まで資材置き場及び雪捨て場用地として無償で借り入れておりましたが、今回所有者との協議が調いまして購入するものでございます。詳しい内容等につきましては、後ほど建設水道部長より御説明申し上げます。

次の教育振興事業費の増、消耗品費、これも先ほど御説明申し上げました、住民生活に光をそそぐ交付金によりまして、各小学校における学校図書の充実整備を図るものでござ

います。

一番下の教育振興事業費の増、消耗品費 106 万円につきましても、これにつきましても中学校における学校図書の実整備を図るものでございます。

次に、21 ページをお開きいただきたいと思ひます。

一番上の負担金、中体連等負担金 104 万 8,000 円の増額でござひます。これにつきましては、北中学校の男子及び女子のバスケットボール部が、12 月帯広で開催された新人大会北大会で入賞しまして、1 月札幌市で開催された新人大会決戦大会への出場分として、男子 14 名、女子 11 名、引率者 1 名の交通費等に係る分と、今後予想されますクロスカントリー大会等の出場を見込まして、104 万 8,000 円を補正をいただこうとするものでござひます。

次の施設維持管理事業費の増、修繕料 15 万円でございますが、これも住民生活に光をそそぐ交付金でござひまして、絵本広場の暖房サーモセンサーの設置を行うものでござひます。

その下の工事請負費、図書館冷暖房設備設置工事 246 万 8,000 円につきましては、これも同じく住民生活に光をそそぐ交付金を活用しまして、図書館の 1 階部分にあります絵本コーナー、それから 2 階にござひます視聴覚室、読書会室の 3 カ所に冷房設備を設置するものでござひます。

次の活動促進事業費の増 528 万 5,000 円の増額、これにつきましても光をそそぐ交付金によりまして、消耗品費につきましては、図書購入ということで 412 万 1,000 円、それから施設用備品につきましては、展示用のスチールブックトラック 4 台と机を購入するために 26 万 4,000 円を、一番下の図書につきましては、視聴覚資料及び図書の購入ということで 90 万円を補正させていただきます。

次に、15 ページにお戻りいただきたいと思ひます。

歳入でござひます。

一番上の農業活性化緊急基盤整備事業美幌地区分担金 93 万円につきましては、今回補正いたしました土地改良に係る暗渠排水 9 ヘクタール分に係る受益者 9 戸からの分担金でござひます。

その下の住民生活に光をそそぐ交付金 160 万 9,000 円につきましては、発達支援センターほか保育所等の図鑑、絵本等の購入に係る部分の交付金でござひます。

その下の農業活性化緊急基盤整備事業美幌地区補助金 92 万 9,000 円につきましては、これも分担金同様、暗渠排水 9 ヘクタールの実施設計に係る補助金でござひます。

その下の住民生活に光をそそぐ交付金、小学校、中学校、社会教育費それぞれ各施設の図書等の整備に係る部分でござひます。

一番下の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業補助金 1,196 万 4,000 円につきましては、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種にかか補助金でござひます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願ひいたします。

議長（小林 勲君） 建設水道部長。

建設水道部長（部田貴好君） 参考資料の 6 ページであります。

資料 6、議案第 6 号関係であります。歳出、8 款土木費、道路橋梁維持費の中、土地購入費であります。その資材置き場・雪捨て場用地取得の位置図であります。

右下の付近見取図でいきますと、国道 39 号線の左側に下水終末処理場がありますが、その入り口から入っていきますと、町の車両センターがあります。その北側に町の資材置き場がありますが、それに接して国道 39 号線沿いに、既に雪捨て場として町が無償で使用させていただいている用地で、黒く塗りつぶしたところあります。

先ほど総務部長より説明がありましたように、引き続き町の雪捨て場として活用することで購入するものであります。

購入予定地でありますけれども、右上に記載のとおり、美幌町字報徳82番3、83番2、83番4の3筆であります。

地目については雑種地で、地籍が1万8,860平米であります。

財源については、一般財源で38万5,000円で購入するものであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

議長（小林 勲君） これから、質疑を行います。

9番吉住さん。

9番（吉住博幸君） お尋ねします。21ページ、実は17ページも関連してお聞きしたいのですが、あえて図書館費のほうでお聞きしたいと思っていますので、よろしくお願いたします。

消耗品費の中でも、図書の御説明がありました。あえて消耗品費と図書の区分けというものに対して、いま一度その区別の仕方、どう区別しているのかという意味でお聞かせ願いたいと思います。

実は、17ページの一例ですけれども、学童保育の消耗品費の中でも、子育て支援センターの中でも、絵本が消耗品ですよという取り扱いの説明もありましたし、21ページの活動促進事業費の中の消耗品の中でも図書購入もありますよという中で、改めて文字として図書とあるものですから、そこら辺の区分けの仕方という意味で、いま一度御説明していただければありがたいかな。あえて図書館のこれ二つ載っているものですから、御説明いただければありがたいという意味です。

議長（小林 勲君） 教育部長。

教育部長（佐藤庄一君） ただいまの御質問ですけれども、消耗品、それから図書ということなのですが、図書のほうは備品扱いで、金額で分けをしております。金額は1万円以上、これが備品扱いの図書、それから1万円以下が消耗品扱いということでございます。

議長（小林 勲君） 9番吉住さん。

9番（吉住博幸君） 確認であります。1万円以上というのは、例えば本でなぞらえて言えば、1冊が1万円以上ということによるのでしょうか。

議長（小林 勲君） 教育部長。

教育部長（佐藤庄一君） 1冊1万円以上、それから全集とかそういうので、何々全集と言って、例えば10巻そろって3万円だとか、そういうものもあります。そういうのも1万円以上で、備品の図書ということになります。

議長（小林 勲君） ほかに質疑ありませんか。

10番杉原さん。

10番（杉原重美君） その追加質問ということの関連になりますが、1万円以上の備品扱いということでございますが、例えばですが、21ページの消耗品費図書購入が412万1,000円となっておりますが、その内容は、例えばどのようなものを考えておられるのか。400というと相当大きいような気がするのですが、内容をちょっと教えてください。

議長（小林 勲君） 教育部長。

教育部長（佐藤庄一君） 内容についてはこれから、今ももう選書を始めてますけれども、まだ予算ついてない中ですけれども、予算がついた場合、間に合わなくなるということもありますので、一般の教養書から娯楽誌であるとか絵本、それから参考書、図鑑等さまざまな図書を考えております。

議長（小林 勲君） 10番杉原さん。

10番（杉原重美君） わかったようなわからないようなことになるのですが、ある程度、例えばこういうものを購入するには、30万とか40万だとかということで、トータル的に400万かかるなということで予算請求するのかなと思うのですが、やっぱりある程度の根拠があるかと思うのですが、ちょっと私素人でわかりづらいのですが、大まかな対応、例えば連載ものであれば、これは少なくとも20万とか30万かかると。こ

ういう方向のものが10種類集まれば、最低でも300万かかるなどが、そういうことになるかと思うのですが、大綱で主なもので、でない、やぶからぼうにいいんじゃないかということには、ちょっとどうかと思うのですが、いかがですか。

議長（小林 勲君） 教育長。

教育長（川崎俊郎君） 今回の国の交付金事業の中で、学校図書ですとかあるいは図書館図書、これらについて、今回の交付金を活用するという、そういう流れがございます。

今回、今具体的に今選書をしているということでございますので、何をというお話しはなかなかできません。この枠の中で今まで、毎年、通年でございまして、約700万ほどの図書館図書購入をさせていただいておりますけれども、その中でなかなか、言葉あれすけれども、手の出しづらかったと言いましょうか、買えなかったような図書も含めて、今回のこの中で買わせていただくということでございますので、この予算計上に当たって、既に選書を終えて、これだけの金額がかかるからこういう形と、この額を補正をいただくという形には実はなっております。この総枠の中で、必要な図書を充実をさせていただきたい、こういうことでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

議長（小林 勲君） 10番杉原さん。

10番（杉原重美君） 恐らく、多分これだけの予算を請求するというには、それだけの根拠があるだろうと思っております。しかし、我々としては、わからないこともないのですが、ある程度の線がわかれば、なるほどなということもできるのです。でないと、これ、あそうかと、これだけやっていけば、欲しいのだから認めてくれということになると、余りにもちょっと根拠がなく、すべてを認めるということについて、疑問が出てくるのでないのかなという感じがいたします。

これまでも多少のことは、そういう経緯でやってこられたということから見て、ある程度は根拠を持って、正当な方法でやっておら

れるのだなというようなことをこれまでも見てきております。今回もそういう方法でやってこられたのがわからないこともないのですが、ある程度のことはきちっと示せるものは示したほうが、我々も納得しやすいのかなという懸念がありますことを申し上げて終わります。

議長（小林 勲君） 教育長。

教育長（川崎俊郎君） 本来であれば、今杉原議員おっしゃるとおり、予算計上に当たって、その額のその根拠というものを持った上で計上されるということが本来でありますけれども、通常は図書館図書、通年買わせていただいている図書も、その年度の中で日々発刊をされると。それを定期的に選書しながら購入をしているというようなこともございましてなかなか今、買えなかったような本についても、ぜひ今回のこれで買わせていただきたいという思いがありますが、今正直申し上げて、ではこういう系統のものをと申し上げることはできませんけれども、おっしゃることよく理解をいたしておりますので、決して図書館図書を、この際こういう金額、こういう交付金が出たので、やみくもに何でも買うということでは決してございせんので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（小林 勲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 勲君） これで質疑を終わります。

これから、議案第6号平成22年度美幌町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 報告第1号

議長（小林 勲君） 日程第11 報告第1号専決処分の報告について、お手元に配付しているとおり報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 勲君） ないようでありますので、報告第1号専決処分の報告については、これで終わります。

以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

閉会宣告

議長（小林 勲君） 会議を閉じます。

これで、平成23年第1回美幌町議会臨時会を閉会します。

午前11時04分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員